

役員報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人 敬寿会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下これらを総称して「役員」という。）並びに評議員の報酬については、この規程による。

(理事の報酬)

第2条 理事が理事会に出席したときは、別表2により出席手当を支払うものとする。

2 理事が理事長の命を受けて特別の業務を行ったときは、別表3によりその報酬を支払うものとする。

なお、上記報酬の金額は、源泉所得税額を控除した後の額とする。

(監事の報酬)

第3条 監事が理事会に出席したときは、別表2により出席手当を支払うものとする。

2 監事が法人若しくはその施設の運営状況の指導又は監査業務を行ったときは、別表3によりその報酬を支払うものとする。

なお、上記報酬の金額は、源泉所得税額を控除した後の額とする。

(評議員の報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により出席手当を支払うものとする。

なお、上記報酬の金額は、源泉所得税額を控除した後の額とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務のために出張する場合は、別に定める「出張旅費規程」により旅費を支給する。

なお、上記報酬の金額は、源泉所得税額を控除した後の額とする。

(適用除外)

第6条 この規程は、法人の職員を兼ねる者には適用しないものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会決議によるものとする。

附則1. 「役員及び評議員の報酬等に関する規程」は平成21年3月31日に廃止する。

2. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

3. この改定規程は、平成26年4月1日から施行する。

4. この改定規程は、令和4年11月28日から施行する。

別表2 (理事会・評議員会への出席手当)

名称	報酬
*	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

なお、上記報酬の金額は、源泉所得税額を控除した後の額とする。

別表3 (特定の業務に係る報酬)

名称	報酬
理事及び評議員業務報酬	10,000円
監事監査指導報酬	10,000円

なお、上記報酬の金額は、源泉所得税額を控除した後の額とする。